

## 盛岡市中高年齢者勤労福祉センター条例の制定について

平成 14 年 11 月 20 日

産 業 部

### 1 制定の主旨

雇用・能力開発機構法（平成 11 年法律第 20 号）に基づき譲渡されることとなった岩手中高年齢労働者福祉センター（サンライフ盛岡）の建物を取得することに伴い、引き続き中高年齢者の福祉施設として管理運営を行なうため必要な事項を定めようとするものである。

### 2 盛岡市中高年齢者勤労福祉センター

#### (1) 目的

中高年齢者（45 歳以上の者）に対して、職業情報の提供を行い、並びに心身の健康保持、体力の増強、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与する。

#### (2) 位置

盛岡市仙北二丁目 4 番 12 号

#### (3) 施設の概要

建設年月 昭和 54 年 8 月（共用開始 昭和 54 年 10 月 1 日）

構 造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建

建築延面積 1,478.83 m<sup>2</sup>（1 階 971.70 m<sup>2</sup> 2 階 507.13 m<sup>2</sup>）

施設内容

- ・会議室 3 室（研修室 12 人、会議室 20 人、集会室 60 人）
- ・クラブ室 2 室（18 条、30 条・・・襖仕切り 1 室として使用可）
- ・スポーツ室 360 m<sup>2</sup>
- ・その他（喫茶室、事務室等）

#### (4) 使用料

① 盛岡市に住所を有する中高年齢者（45 歳以上の者）がクラブ室、スポーツ室を個人で使用する場合は、無料とする。

② ①に該当する者以外の者が個人使用する場合の使用料

- ・普通使用の場合 1 回につき 200 円
- ・回数使用の場合 11 回につき 2,000 円

③ 貸切使用の場合の使用料

	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで
研修室	600円	1,000円	800円
会議室	1,000円	1,700円	1,400円
集会室	1,300円	2,300円	1,800円
クラブ室 (せきれい)	800円	1,400円	1,100円
クラブ室 (かきつばた)	400円	800円	600円
スポーツ室	3,000円	5,000円	4,000円

(5) 管理方法

委託方式 (委託先: 財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター)

3 施行日

別に規則で定める